

2023年11月3日

各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモエネルギーホールディングス株式会社に対する弊社らの考え方に関する
コスモ社株主宛書簡の送付について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモ社」といいます。）の株式を共同保有者分と合わせて議決権で約20%所有する大株主です。

11月2日付けで、「コスモエネルギーホールディングスの株主価値向上に関する弊社らの考え方について」および別添資料をコスモ社株主宛に送付いたしましたので、公表いたします。

敬具

2023年11月2日

コスモエネルギーホールディングス株式会社株主各位

株式会社シティインデックスイレブンス

コスモエネルギーホールディングスの株主価値向上に関する弊社らの考え方について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社（以下「コスモ社」といいます。）の株式を共同保有者と合わせて議決権割合で約20%所有する大株主です（以下、弊社とその共同保有者を合わせて「弊社ら」といいます。）。

10月30日にコスモ社が開催したESG説明会において、山田代表取締役社長は「(弊社らによる)プレミアム自己株買いに応じるつもりはないという意味でも普通決議(12月14日に開催予定の臨時株主総会における、弊社らを対象とした買収防衛策の発動に関する議案)にて株主の判断をいただきたい」と呼びかけたということをアナリストレポートで確認いたしました。

弊社らが自己株式取得による弊社ら所有株式の引き取りをコスモ社に要求しようとしているとの**コスモ社の主張は事実無根であり、弊社らの考え方は全く異なる**ものですので、株主の皆様適切にご判断をいただくためにも、以下の通りご案内申し上げます。

まず、弊社らは、保有するコスモ社株式を同社に引き取らせることを目的として自己株式取得を求めたことは一度たりともなく、そもそも自己株式取得は取締役会で決議するものであるところ、コスモ社が株主価値向上を実現できないことを、弊社らに責任転嫁するコスモ社の姿勢について大変遺憾に思います。

コスモ社が10月24日に開示した「大規模買付者による当社株券等の大規模買付行為等に対する取締役会評価結果確定及び対抗措置発動に関する当社臨時株主総会における株主意思確認の議案上程についてのお知らせ」において、弊社らのコスモ社株式買付けの真の目的は、コスモ社に過度に大規模な自社株公開買付けを実施させることによる保有株式の売り抜けにあると記載していますが、**コスモ社が自己株式取得を実施したとしても、弊社らはこれに応じてコスモ社株式をコスモ社に売却するつもりはありません。弊社らがコスモ社に対して求めることは、弊社らが保有するコスモ社株式を自己株式取得に応じて引き取らせることではなく、東京証券取引所が上場企業に求めている通り、コスモ社がPBR1倍以上の株価を実現することです。大規模買付行為等趣旨説明書を提出している株式会社南青山不動産及び野村紉は、コスモ社株式が割安であるという理由で同説明書を提出したものであり、コスモ社の株価がPBR1倍程度となったときは、コスモ社株式の追加取得を行いません。**

コスモ社の株主価値向上を実現するため、弊社らとしましては、コスモ社が以下の3点の取組みにつ

いて真摯に検討し、実行すべきであると考えております。

① 総還元性向 60%以上の毎期実現へのコミット

コスモ社の第7次連結中期経営計画（以下、単に「中期経営計画」といいます。）において、株主還元方針を計画期間3ヵ年（2024年3月期から2026年3月期までの3年間）の累計総還元性向60%以上としています。3ヵ年の累計ではなく今期において60%以上の総還元性向を実現するには、現時点の配当予想250円/株では100億円超の還元不足となってしまいます。

2024年3月期第1四半期決算説明会では、山田代表取締役社長は「自己株式取得をしていきますと、自然に彼らは何もしなくても比率が上がってきますので、現時点ではなかなか簡単に自己株取得をしますってような形には、いけない。」と、弊社らがコスモ社の大株主として存在することにより自己株式取得は困難であると述べており、9月28日の弊社らとコスモ社の面談では「単年で6割やるというというのは、そういうふうにするかはわからない。受けが悪いのはわかっている。」とそもそも60%還元実現時期に自由度を確保しようとされていました。

弊社は株主還元の方法（配当によるのか、自己株式取得によるのか）にはこだわりませんが、株主価値向上、具体的に言えばPBR1倍割れの解消には徹底的にこだわります。コスモ社が、自己株式取得によって弊社らの議決権割合が増加するのを問題視しているのであれば、配当で今期60%以上の株主還元を実現すべきであると考えます。

また、山田代表取締役社長も「(3事業年度累計は)受けが悪い」、「かなり配当のところに株価が連動するという傾向ある」と認識の通り、株主価値向上に資する方策を十分に理解しているのであれば、2024年3月期以降毎事業年度60%以上の還元（配当または自己株式取得）とすべきではないでしょうか。それを配当のみで実現する場合には、現在の250円/株を下限とした安定配当の実施を315円/株を下限とした安定配当の実施に改めることが必要であると考えます。

② 必要自己資本の見直し

コスモ社は、中期経営計画において必要自己資本額を以前までの4,000億円から6,000億円に突如増額したものの、株主に対して納得のいくような説明はしていません。増額の内訳の一定割合が再生可能エネルギー事業にかかわるものであるものの、当該領域における投資額は受注が前提となり、2023年末には洋上風力発電公募入札の結果が公表されます。従って、仮にコスモが現在受注活動中の案件において失注するような事態が生じた場合には、必要自己資本の額の見直しを行う必要があると考えます。

③ 必要自己資本超過利益の株主還元方針の明確化

さらに、コスモ社においては、中期経営計画において60%以上の還元方針に加え、6,000億円を超えた部分は追加の還元を行うことを表明していますが、現在の利益状況に鑑みれば、この水準は2025年3月期中にも十分到達する可能性があります（また、上記の通り、洋上風力発電公募入札の結果が失注に終わった場合にはそもそも6,000億円の見直しが必要です。）。

従って、弊社らは、コスモ社に対し、上記①、②と併せ、自己資本が目標額を超えた場合における、追加の株主還元を行う条件（タイミング・頻度・方法等）を明らかにすることを求めます。

コスモ社において、同社の株主価値向上を実現したいという思いは弊社らと何ら変わらないはずです。そうであるならば、コスモ社経営陣は株主価値向上に資することのない自己保身につながる行動はどのようなものであれ即座に止め、真摯に株主価値向上に取り組むべきです。弊社らは、上述の目的達成のため、コスモ社に対する建設的な働きかけを継続して参ります。

敬具